

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	13-5
処分の種類	食鳥のとさつ等の禁止、その他の措置命令			
根拠法令条例等・条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第20条第1号			
処分の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出の禁止 ・食鳥の隔離、食鳥処理場内の消毒その他の措置命令 ・食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の廃棄その他の措置命令 			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第20条 第20条 都道府県知事は、前条に規定する食鳥が疾病にかかっているため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等が疾病にかかった食鳥に係るものであるため、若しくは同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等に異常があるため食用に供することができないと認めるとき、又は同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置を採ることができる。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置により、次に掲げる措置の目的が達成される場合にあつては、この限りではない。</p> <p>一 当該食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出を禁止すること。</p> <p>二 当該食鳥の所有者若しくは管理者、食鳥処理業者その他の関係者に対し、当該食鳥の隔離、食鳥処理場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又はその職員にこれらの措置を講じさせること。</p> <p>三 その職員に、当該食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等について廃棄その他の措置を講じさせること。</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)第33条(別紙のとおり) (措置)</p> <p>第33条 食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。)に係る法第19条に規定する措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 生体検査の結果に基づく措置</p> <p>イ 別表第10に掲げる疾病又は異常(湯漬過度及び放血不良を除く。)を有すると判定された食鳥にあつては、とさつを禁止するとともに、当該食鳥の廃棄又は食用に供することができないようにする措置(以下「廃棄等の措置」という。)</p>			

ロ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常(別表第10に掲げる疾病又は異常を除く。)を有すると判定された食鳥にあっては、生体検査に合格したすべての食鳥のとさつの終了後にとさつし、脱羽後検査の結果に基づき次号イ、ロ又はハのいずれかに掲げる措置(同条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合にあつては、その結果に基づき第3号イ、ロ又はハのいずれかに掲げる措置。ハにおいて同じ。)

ハ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常(湯漬過度及び放血不良を除く。)を有する疑いがあると判定された食鳥にあっては、生体検査に合格したすべての食鳥のとさつの終了後にとさつし、脱羽後検査の結果に基づき次号イ、ロ若しくはハのいずれかに掲げる措置又は更に検査をすることにより生体検査に合格するか否かの判定を行うまでの間その扱いを保留する措置

二 脱羽後検査の結果に基づく措置(法第15条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合を除く。)

イ 別表第10に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥とたいにあっては、その内臓の摘出を禁止するとともに、当該食鳥とたいの廃棄等の措置

ロ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常(別表第10に掲げる疾病又は異常を除く。)を有すると判定された食鳥とたいにあっては、脱羽後検査に合格したすべての食鳥とたいの内臓の摘出の終了後にその内臓を摘出し、内臓摘出後検査の結果に基づき次号イ、ロ又はハのいずれかに掲げる措置

ハ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常を有する疑いがあると判定された食鳥とたいにあっては、脱羽後検査に合格したすべての食鳥とたいの内臓の摘出の終了後にその内臓を摘出し、内臓摘出後検査の結果に基づき次号イ、ロ若しくはハのいずれかに掲げる措置又は更に検査をすることにより脱羽後検査に合格するか否かの判定を行うまでの間その扱いを保留する措置

三 内臓摘出後検査の結果に基づく措置(法第15条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合を含む。)

イ 別表第10に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥肉等にあつては、その全部の廃棄等の措置

ロ 別表第11の上欄に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥肉等にあつては、その同表の下欄に掲げる部分の廃棄等の措置

ハ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常を有する疑いがあると判定された食鳥肉等にあつては、更に検査をすることにより脱羽後検査(同条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に行う場合に限る。)及び内臓摘出後検査に合格するか否かの判定を行うまでの間その扱いを保留する措置

四 消毒

法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常を有することにより病原体を伝染させるおそれがあると判定された食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等にあつては、当該食鳥を隔離し、若しくは当該食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を消毒し、又は病原体に汚染され、若しくは汚染されたおそれのある食鳥処理場の施設若しくは設備を消毒する等の病原体の伝染を防止するために必要な措置

	<p>2 認定小規模食鳥処理業者に係る法第19条に規定する措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 食鳥の生体の状況の確認の結果に基づく措置 別表第9の基準に適合しない食鳥にあつては、とさつを禁止するとともに、当該食鳥の廃棄等の措置</p> <p>二 食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認の結果に基づく措置 イ 別表第8第1号イの基準に適合しない食鳥とたい及び同表第2号の基準に適合しない食鳥中抜とたいにあつては、当該食鳥とたい又は当該食鳥中抜とたいに係る食鳥肉等の全部の廃棄等の措置 ロ 別表第8第1号ロの基準に適合しない食鳥とたいにあつては、同号ロの異常が認められる部分の廃棄等の措置 ハ 別表第8第3号の基準に適合しない内臓にあつては、次に掲げる措置 (1) 一の臓器のみが別表第7第3号の基準に適合しない場合にあつては、当該臓器の廃棄等の措置 (2) 二以上の臓器が別表第7第3号の基準に適合しない場合にあつては、内臓の全部の廃棄等の措置</p> <p>三 消毒 必要に応じて、食鳥を隔離し、又は食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は食鳥処理場の施設若しくは設備を消毒する措置</p>
<p>基準の制定根拠</p>	<p>—</p>